

公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立阿南病院長 田 中 雅 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立阿南病院医療ガス供給設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

(4) 履行場所

下伊那郡阿南町北條 2009-1

長野県立阿南病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

(4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がB以上に区分されている者であること。

(5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 10 各号に定められた基準に適合している者であり、一般財団法人医療関連サービス振興会による「医療用ガス供給設備の保守点検業務」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。
- (8) 長野県内に、本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。なお、委託業務を単体で遂行できる者とし、再委託及び共同企業体等による応札は認めない。
- (9) 過去 3 年間に、1 年間の継続業務を 1 回として 2 回以上、50 床以上の病院において当該業務を元請けとして請け負い、確実に履行した実績を有する者であること。
- (10) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

本公告日から令和 8 年 3 月 4 日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

下伊那郡阿南町北條 2009-1（郵便番号 399-1501）

長野県立阿南病院 事務部 経営企画課

電話 0260（22）2121 内線 126

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 3 月 12 日（木） 午前 11 時

イ 場所 長野県立阿南病院 2 階 講堂

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 5 時までに上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 8 条第 1 項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

契約事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。